

第162回

定時株主総会 招集ご通知

■ 開催日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

■ 開催場所

東京都港区浜松町二丁目3番1号
日本生命浜松町クレアタワー 5階
浜松町コンベンションホール
大ホール

■ 議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時45分まで

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意
はございません。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

Contents

第162回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
議案および参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
事業報告	18
連結計算書類	49
計算書類	51
監査報告書	53



住友大阪セメント株式会社

証券コード：5232

証券コード：5232

2025年6月4日

(電子提供措置の開始日 2025年5月28日)

株 主 各 位

東京都港区東新橋一丁目9番2号

住友大阪セメント株式会社

取締役社長 諸橋 央典

第162回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第162回定時株主総会を下記により開催いたしますから、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.soc.co.jp/ir/document/info05-2/>



また、上記ウェブサイトのほか、インターネット上の以下のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記ウェブサイトアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「住友大阪セメント」または「コード」に当社証券コード「5232」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を選択のうえ、ご覧下さい。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後掲の株主総会参考書類をご検討下さいまして、3頁および4頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、来る2025年6月25日（水曜日）午後5時45分までに議決権をご行使賜りたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 所 | 東京都港区浜松町二丁目3番1号
日本生命浜松町クレアタワー 5階 浜松町コンベンションホール 大ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。) |

3. 目的事項 報告事項

1. 第162期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第162期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ・連結計算書類のうち、連結株主資本等変動計算書および連結注記表
 - ・計算書類のうち、株主資本等変動計算書および個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトにもその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎本総会の模様の一部は、後日、上記の当社ウェブサイトにて動画配信いたします。

電子提供制度
(書面交付請求を含む)
に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 専用コールセンター
フリーダイヤル **0120-533-600**
受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日および12/31～1/3を除く。)

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会開催日時 **2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）**

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さい（ご捺印は不要です）。
なお、株主様でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

書面にて行使いただく場合



行使期限 **2025年6月25日（水曜日）午後5時45分必着**

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函下さい。

インターネット等にて行使いただく場合



行使期限 **2025年6月25日（水曜日）午後5時45分まで**

インターネット等により議決権を行使される場合は、議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

スマートフォン、タブレット端末で議決権を行使される場合は、「スマート行使」をご利用下さい。

インターネット等による議決権行使のご案内については次頁をご参照下さい。 ▶

【議決権行使のお取り扱いについて】

- ・書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。



※ QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

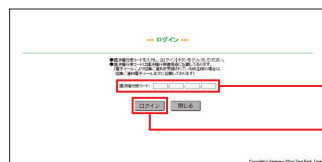
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

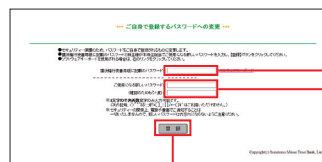
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

インターネット等による 議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「IC」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

第 1 号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、安定的かつ継続的な配当を基本としつつ、当期の業績と今後の事業環境等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。なお、当期は、中間配当金として 1 株につき 60 円をお支払いしたことから、年間の配当金は前期同様 1 株につき 120 円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき 60 円 総額 1,983,783,720 円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025 年 6 月 27 日

ご参考

<利益配分に関する方針>

当社は、株主の皆様への利益配分を、基本的には、収益に対応して決定する重要事項であると認識しております。この収益を将来にわたって確保するためには、装置産業であるセメント製造業として、不断の設備の改善・更新の投資が必要であり、このための内部留保の拡充も不可欠のことと考えております。以上の観点から利益配分に関しては、安定的・継続的な配当を、事業環境、今後の見通し、前期配当等を総合的に判断して決定していく方針であります。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	当社における地位および担当	取締役会への 出席状況
1	せき ね ふく いち 関 根 福 一	男性	再任 取締役会長	16回／16回 (100%)
2	もろ はし ひろ つね 諸 橋 央 典	男性	再任 代表取締役 取締役社長	16回／16回 (100%)
3	ど い りょう じ 土 井 良 治	男性	代表取締役 取締役専務執行役員 [サステナビリティ推進部、 セメント・コンクリート研究所 各担当]	16回／16回 (100%)
4	せき もと まさ き 関 本 正 毅	男性	取締役専務執行役員 [法務部、企画部、管理部、 デジタル推進部 各担当]	16回／16回 (100%)
5	お の あき ひこ 小 野 昭 彦	男性	取締役常務執行役員 [光電子事業部、新材料事業部、 新規技術研究所、高機能品事務所 各担当]	13回／13回 (100%)
6	ふく しま たつ お 福 嶋 達 雄	男性	取締役常務執行役員 [不動産部、セメント営業管理部、 物流部、建材事業部 各担当]	13回／13回 (100%)
7	まき の みつ こ 牧 野 光 子	女性	再任 社外 独立役員 当社取締役	16回／16回 (100%)
8	いな がわ たつ や 稲 川 龍 也	男性	再任 社外 独立役員 当社取締役	16回／16回 (100%)
9	もり と よし み 森 戸 義 美	男性	再任 社外 独立役員 当社取締役	16回／16回 (100%)

1

せき ね
関根ふく いち
福一

(1951年5月20日生)

再任



所有する当社株式の数

26,600株

取締役会への出席状況

16回 / 16回(100%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年 4月 当社入社
 2004年 6月 取締役
 2006年 6月 常務執行役員
 2011年 1月 代表取締役
 2011年 1月 取締役社長
 2021年 6月 取締役会長(現在に至る。)

[重要な兼職の状況]

ハウス食品グループ本社株式会社社外取締役(監査等委員)

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり主に人事・総務・管理部門に携わり、2011年からは取締役社長として当社グループの経営全般を統括し、また、2021年からは取締役会長として当社グループの経営全般の監督を行っており、豊富な経験と実績を有しております。

上記の経験・実績に基づく、幅広い視野をもって経営に携わることにより、取締役会の機能強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 関根福一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、2006年6月に執行役員制度を導入しております。

3. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。関根福一氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



所有する当社株式の数

5,700株

取締役会への出席状況

16回 / 16回(100%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社
 2012年 6月 大阪支店長
 2013年 6月 執行役員
 2016年 6月 東京支店長
 2017年 6月 常務執行役員
 2019年 6月 取締役
 2021年 6月 代表取締役(現在に至る。)
 2021年 6月 取締役社長(現在に至る。)

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり主にセメント販売部門・人事部門に携わり、2021年からは取締役社長として当社グループの経営全般を統括しており、豊富な経験と実績を有しております。上記の経験・実績に基づく、幅広い視野をもって経営に携わることにより、取締役会の機能強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 諸橋央典氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。諸橋央典氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

3

ど い
土 井りょう じ
良 治

(1961年4月8日生)

再任



所有する当社株式の数

3,000株

取締役会への出席状況

16回 / 16回(100%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月 通商産業省(現経済産業省)入省
 2015年 7月 中小企業庁経営支援部長
 2016年 10月 当社執行役員
 2016年 10月 生産技術部担当部長
 2017年 6月 常務執行役員
 2017年 6月 栃木工場長
 2019年 6月 取締役
 2020年 6月 専務執行役員(現在に至る。)
 2021年 6月 代表取締役(現在に至る。)
 [サステナビリティ推進部、セメント・コンクリート研究所 各担当]

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり経済産業省において主に産業政策等に携わるとともに、また、当社においては、セメント生産部門に携わり、豊富な経験と実績を有しております。

上記の経験・実績に基づく、生産・技術に関する高度な知見をもって経営に携わることにより、取締役会の機能強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 土井良治氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。土井良治氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

4

せ き も と
関 本ま さ き
正 毅

(1964年9月10日生)

再任



所有する当社株式の数

1,900株

取締役会への出席状況

16回 / 16回(100%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社
 2015年 6月 管理部長
 2018年 6月 執行役員
 2018年 6月 資材部長
 2020年 6月 常務執行役員
 2021年 6月 取締役(現在に至る。)
 2024年 4月 専務執行役員(現在に至る。)
 [法務部、企画部、管理部、デジタル推進部 各担当]

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり主に管理・資材部門に携わり、豊富な経験と実績を有しております。
 上記の経験・実績に基づく、財務・会計および資材調達に関する幅広い知見をもって
 経営に携わることにより、取締役会の機能強化が期待されるため、選任をお願いする
 のであります。

- (注) 1. 関本正毅氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。関本正毅氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

5

おの
小野あぎ ひこ
昭彦

(1965年2月13日生)

再任



所有する当社株式の数

1,800株

取締役会への出席状況

13回 / 13回(100%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4月 当社入社
 2015年 6月 環境事業部長
 2018年 6月 執行役員
 2022年 4月 常務執行役員(現在に至る。)
 2024年 6月 取締役(現在に至る。)
 [光電子事業部、新材料事業部、新規技術研究所、
 高機能品事務所 各担当]

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり主に管理・鉱産品事業・環境事業部門に携わり、豊富な経験と実績を有しております。

上記の経験・実績に基づく、財務・会計および事業運営に関する多角的な観点をもって経営に携わることにより、取締役会の機能強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 小野昭彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。小野昭彦氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 小野昭彦氏の取締役会への出席状況は、当社取締役に就任してから2025年3月31日まで開催された13回の取締役会への出席状況を記載しております。

6

ふくしま
福嶋たつお
達雄

(1964年5月13日生)

再任



所有する当社株式の数

1,700株

取締役会への出席状況

13回 / 13回(100%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社
 2016年 6月 大阪支店長
 2020年 6月 執行役員
 2021年 6月 不動産事業室長兼東京支店長
 2022年 4月 東京支店長
 2023年 4月 常務執行役員(現在に至る。)
 2023年 4月 セメント営業管理部長
 2024年 6月 取締役(現在に至る。)
 [不動産部、セメント営業管理部、物流部、建材事業部 各担当]

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり主にセメント販売部門に携わり、豊富な経験と実績を有しております。
 上記の経験・実績に基づく、販売の第一線で培った販売に関する幅広い知見をもって
 経営に携わることにより、取締役会の機能強化が期待されるため、選任をお願いする
 のであります。

(注) 1. 福嶋達雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。福嶋達雄氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 福嶋達雄氏の取締役会への出席状況は、当社取締役就任してから2025年3月31日までに開催された13回の取締役会への出席状況を記載しております。



所有する当社株式の数

1,200株

取締役会への出席状況

16回 / 16回(100%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年 4月 日本放送協会静岡放送局契約キャスター
2000年 10月 静岡放送株式会社(SBS静岡放送)契約リポーター
2009年 4月 フリーアナウンサー(現在に至る。)
2018年 6月 当社取締役(現在に至る。)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

日本放送協会等においてニュースキャスター等を務めるなど、長年アナウンサーとしての経験を重ね、様々な業界の中小企業経営者への取材や企業における安全教育・コミュニケーション研修等を多数行っており、特に、建設・土木関連の安全教育に携わるなかで、セメント業界関連の現場状況にも通じております。

上記の幅広い経験と優れた見識を生かし、取締役会における意思決定の適正性の確保および経営陣の監督に務めていただくことが期待され、独立した客観的立場から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 牧野光子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 牧野光子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 牧野光子氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって7年であります。
4. 牧野光子氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
5. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。牧野光子氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 牧野光子氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。



所有する当社株式の数

600株

取締役会への出席状況

16回 / 16回(100%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 検事任官
 2016年 9月 最高検察庁公安部長
 2017年 3月 高松高等検察庁検事長
 2018年 1月 広島高等検察庁検事長
 2019年 11月 弁護士登録(現在に至る。)
 2019年 11月 高橋総合法律事務所入所(現在に至る。)
 2021年 6月 当社取締役(現在に至る。)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

広島高等検察庁等の検事長を歴任され、他の会社の社外監査役を務められたことによる優れた見識と幅広い経験を生かし、取締役会における意思決定の適正性の確保および経営陣の監督に務めていただくことが期待され、独立した客観的立場から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 稲川龍也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 稲川龍也氏は、社外取締役候補者であります。

3. 稲川龍也氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。

4. 稲川龍也氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。

5. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。稲川龍也氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

6. 稲川龍也氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。



所有する当社株式の数

4,600株

取締役会への出席状況

16回 / 16回(100%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 4月 株式会社関電工入社
 2013年 7月 同社常務執行役員 神奈川支店長
 2014年 6月 同社取締役常務執行役員
 2015年 6月 同社代表取締役
 2015年 6月 同社取締役副社長
 2016年 6月 同社取締役社長 社長執行役員
 2020年 6月 同社取締役副会長
 2021年 6月 同社代表取締役退任
 2021年 6月 同社取締役副会長退任
 2021年 6月 当社取締役(現在に至る。)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

株式会社関電工の取締役社長等を務められたことによる経営者としての優れた見識と幅広い経験を生かし、取締役会における意思決定の適正性の確保および経営陣の監督に務めていただくことが期待され、独立した客観的立場から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 森戸義美氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 森戸義美氏は、社外取締役候補者であります。
3. 森戸義美氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。
4. 森戸義美氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
5. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。森戸義美氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 森戸義美氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(ご参考)

1. 本総会終結後の取締役のスキル・マトリックス（予定）

当社の取締役会が必要とする重要な知識・経験・能力等および各取締役との関係は、次の表のとおりです。なお、本表は当社の取締役会が必要とする知識・経験・能力等の全てを表すものではありません。また、取締役の知識・経験・能力等は主なものに○印をつけております。

氏 名	会社における地位	知識・経験・能力等								
		企業経営	財務・会計	海 外	人財開発	生産・ 技術・ 研究開発	営業・ マーケ ティング	法務・知財・ コンプライ アンス・ リスク管理	環境・ サステナ ビリティ	DX・IT
関 根 福 一	取 締 役 会 長	○	○		○		○	○		
諸 橋 央 典	代 表 取 締 役 取 締 役 社 長	○	○		○		○	○	○	
土 井 良 治	代 表 取 締 役 取締役専務執行役員	○		○		○			○	
関 本 正 毅	取 締 役 専 務 執 行 役 員	○	○				○	○	○	○
小 野 昭 彦	取 締 役 常 務 執 行 役 員	○	○	○	○	○	○		○	
福 嶋 達 雄	取 締 役 常 務 執 行 役 員	○					○	○		
牧 野 光 子	社 外 取 締 役				○		○			
稲 川 龍 也	社 外 取 締 役							○	○	
森 戸 義 美	社 外 取 締 役	○	○		○	○	○			

※本総会において第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり可決された場合には、取締役の女性比率は、11.1%（1名／9名）となります。

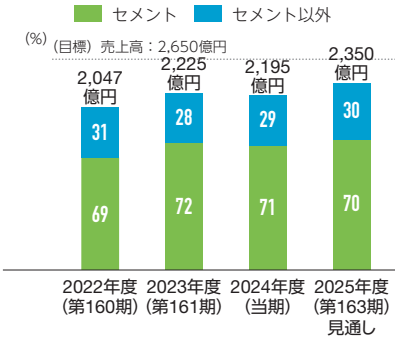
(ご参考)

2. 「2023－25年度 中期経営計画」の進捗について

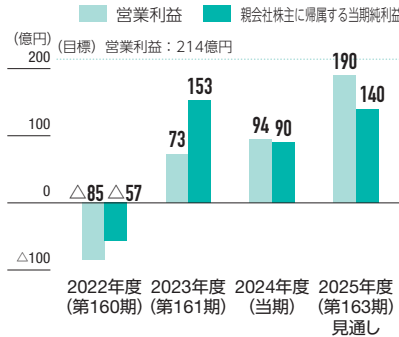
(1) 数値進捗および最終年度見通し

売上高、営業利益、指標（ROE、ROIC）は中計目標に及ばない見通しとなっておりますが、セメント事業での値上げ、新材料事業での半導体製造装置向け電子材料の2025年度（第163期）下期からの販売回復、その先の販売拡大に対応した生産能力増強等、次期中計へ向けて土台は固まりつつあります。

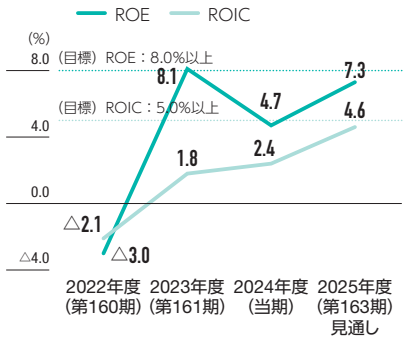
売上高推移・構成比



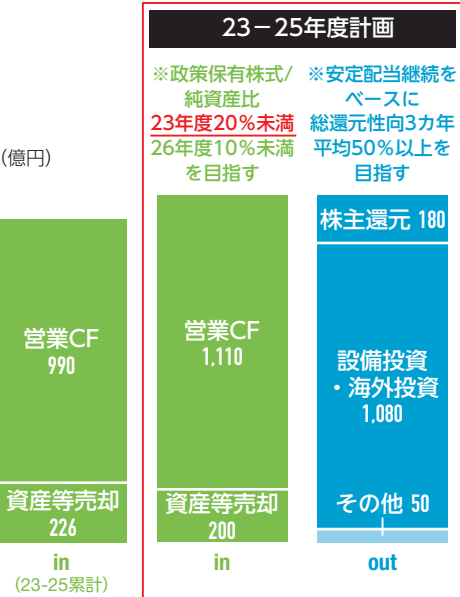
利益推移



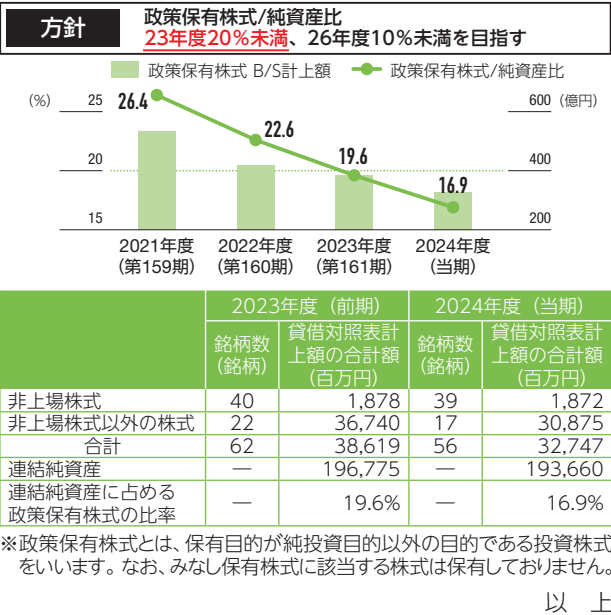
指標推移



(2) キャピタルアロケーション



(3) 政策保有株式の状況



1. 企業集団の現況に関する事項

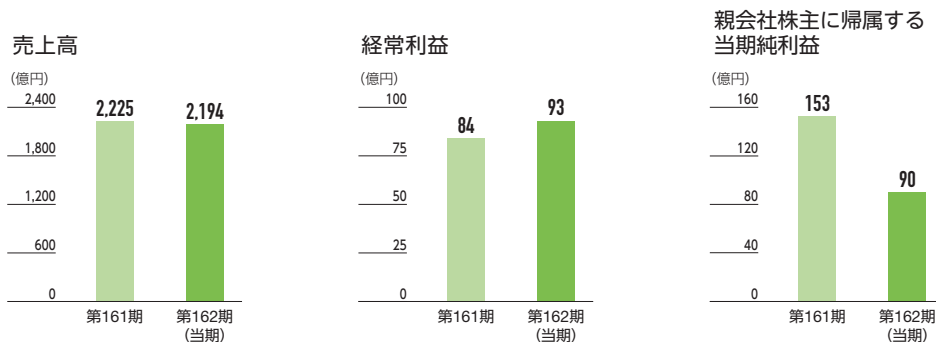
(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、物価上昇の影響がみられたものの、設備投資の持ち直しや雇用・所得環境の改善等の効果もあり、緩やかな回復が続きました。

セメント業界におきましては、建設・物流業界の人手不足や時間外労働規制の影響により、官公需、民需ともに減少したことから、セメント国内需要は、前期を5.6%下回る3,265万6千トンとなりました。一方、輸出は、前期を19.7%上回りました。この結果、輸出分を含めた国内メーカーの総販売数量は、前期を1.4%下回る4,083万9千トンとなりました。

このような情勢の中で、当社グループは、2023年度から「2023－25年度 中期経営計画」をスタートさせており、「既存事業収益改善」として、セメント事業収益力回復、次世代光通信部品の市場シェア獲得による収益改善、「成長基盤構築」として、半導体製造装置向け電子材料事業へのリソース集中投入による規模拡大・収益力強化、海外事業拡大（豪州事業）、脱炭素分野の新規事業開発、「経営基盤強化」として、人財戦略、研究開発戦略、知財戦略、DX戦略に係る諸施策に取り組んでまいりました。

以上の結果、当期の売上高は、セメント事業および新材料事業で減収となったことから、2,194億65百万円と前期実績を1.4%下回りました。損益につきましては、セメント事業等で増益となったことから、経常利益は、93億67百万円と前期に比べ8億90百万円の増益となったものの、親会社株主に帰属する当期純利益は、当期の投資有価証券売却益が減少したことから、90億8百万円と前期に比べ63億31百万円の減益となりました。



事業別の概況は、次のとおりであります。

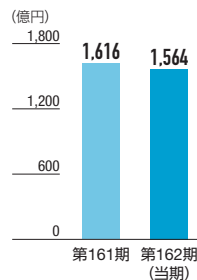
セメント事業

セメントの国内販売数量が前期を下回ったことに加え、電力の供給事業において買取価格が下落したことなどから、売上高は、1,564億40百万円と前期に比べ51億89百万円（3.2%）減となったものの、製造コストの改善等により、営業利益は、8億77百万円と前期に比べ23億13百万円の好転となりました。

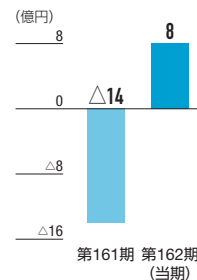
主要な事業内容

ポルトランドセメント（普通、早強、中庸熟、低熟）、高炉セメント、フライアッシュセメント、セメント系固化材、生コンクリート、電力の供給、原燃料リサイクル、エンジニアリング

売上高



営業利益



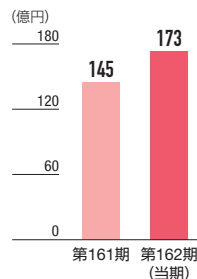
鉄鋼事業

海外鉄鋼向け石灰石の販売数量が増加したことなどから、売上高は、173億67百万円と前期に比べ28億12百万円（19.3%）増となり、営業利益は、31億48百万円と前期に比べ7百万円（0.2%）増となりました。

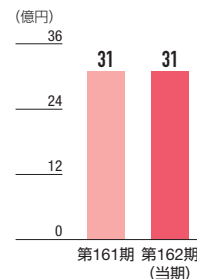
主要な事業内容

石灰石、ドロマイト、タンカル、骨材、シリカ微粉

売上高



営業利益



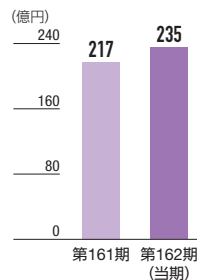
建材事業

コンクリート二次製品の販売数量が増加したことなどから、売上高は、235億91百万円と前期に比べ18億70百万円（8.6%）増となり、営業利益は、18億39百万円と前期に比べ3億27百万円（21.7%）増となりました。

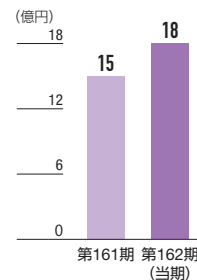
主要な事業内容

コンクリート構造物補修・補強（材料、工事）、各種混和材、重金属汚染対策材、魚礁・藻場礁、電気防食工法、各種地盤改良工事、P C（製品、工事）、各種ヒューム管

売上高



営業利益



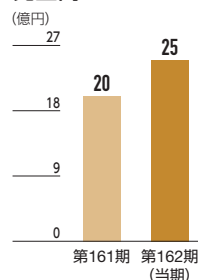
光電子事業

光電子機器の販売数量が増加したことなどから、売上高は、25億10百万円と前期に比べ4億68百万円（22.9%）増となり、光通信部品のコスト削減等により、損益は、前期に比べ3億14百万円の好転となったものの、3億55百万円の営業損失となりました。

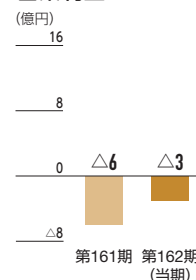
主要な事業内容

光通信部品、光計測機器、光電子機器

売上高



営業利益



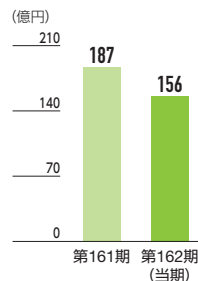
新材料事業

半導体製造装置向け電子材料の販売数量が減少したことなどから、売上高は、156億78百万円と前期に比べ30億34百万円（16.2%）減となり、営業利益は、22億64百万円と前期に比べ6億28百万円（21.7%）減となりました。

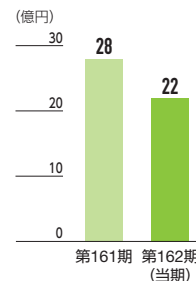
主要な事業内容

各種セラミック製品、各種ナノ粒子材料、抗菌剤、化粧品材料、各種機能性塗料、防汚塗料、熱線遮蔽塗料

売上高



営業利益



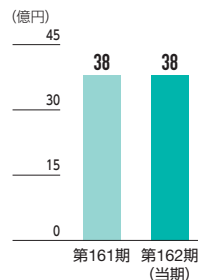
その他事業

ソフトウェアの販売が増加したことなどから、売上高は、38億76百万円と前期に比べ36百万円（0.9%）増となったものの、不動産賃貸物件の補修費が増加したことなどから、営業利益は、16億17百万円と前期に比べ41百万円（2.5%）減となりました。

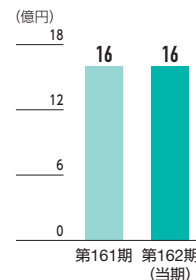
主要な事業内容

不動産賃貸、ソフトウェア開発

売上高



営業利益



(注) エンジニアリング事業について、当期よりその他事業からセメント事業へセグメントの変更を行いました。そのため、セメント事業およびその他事業につきまして、前期の数値を変更後の区分に組み替えています。

(2) 設備投資等の状況

当期における設備投資の総額は、308億25百万円であり、その主な内容は、以下のとおりであります。

当社赤穂工場：原料ミル能力増強工事	(当期完了)
当社赤穂工場：脱塩処理設備能力増強工事	(当期完了)
当社赤穂工場：排ガス処理設備（No.3キルン）更新工事	(当期完了)
当社高知工場：廃プラスチック破碎投入設備設置工事	(当期完了)
当社高知工場：脱塩処理設備（7号キルン）能力増強工事	(当期完了)
当社高知工場：石炭屋外備蓄ヤード設置工事	(当期末現在継続中)
秋芳鉱業(株)：秋芳鉱山船積バース更新・延伸工事	(当期末現在継続中)
当社岐阜工場：排ガス処理設備更新工事	(当期末現在継続中)
当社新材料事業部：半導体製造装置向け電子材料生産能力増強（新製造棟建設他）工事	(当期末現在継続中)

(3) 資金調達の状況

当期は、当社において次の社債およびコマーシャル・ペーパーの発行を行いました。

銘 柄	発行年月日	発行総額	利 率	償 還 期 限
第20回無担保普通社債	2024年7月18日	50億円	年1.013%	2029年7月18日
コマーシャル・ペーパー	2025年3月31日	50億円	年0.668%	2025年6月30日

(4) 対処すべき課題

<経営方針>

当社グループは、「私たちは、地球環境に配慮し、たゆまない技術開発と多様な事業活動を通じて、豊かな社会の維持・発展に貢献する企業グループを目指します。」という企業理念のもと、セメントをはじめとする各種製品の安定供給を推進するとともに、持続的発展のため、グループを挙げて事業拡大およびコスト削減等に取り組んでまいります。

<事業環境>

今後のわが国経済は、物価上昇や米国の通商政策による影響等がわが国の景気を下押しするリスクがなお存在するものの、設備投資の持ち直しや雇用・所得環境の改善等の効果もあり、緩やかな回復が続いていくことが期待されます。

セメント業界におきましては、民需は、民間設備投資が堅調に推移することにより、前年並みと見込まれ、また、建設コストの上昇や都市部を中心とした働き方改革のさらなる浸透により、官公需は、減少することが見込まれることから、内需は、減少するものと思われます。

<中期経営計画の進捗状況および今後の取り組み>

当社グループは、中長期的ビジョンとして2035年のありたい姿「SOC Vision2035」を定めました。本ビジョンにおいては、環境解決をキーワードとして、持続的な成長を通じて、社会から必要とされる存在感のある会社となることを目指しており、その最初のステップとして、「2023－25年度 中期経営計画」を策定しております。

本中期経営計画の当期の進捗状況および今後の取り組みは、以下のとおりであります。

① 既存事業収益改善

(イ) セメント事業収益力回復

適正価格の確保に努め、セメント工場における化石エネルギー代替物の増量を目的とした設備投資、輸送力の確保を行いました。引き続き、適正価格の確保、化石エネルギー代替物の収集拡大、輸送力の確保に努め、安定収益の確保に取り組んでまいります。

(ロ) 次世代光通信部品の市場シェア獲得による収益改善

次世代光通信部品の開発に取り組みました。引き続き、次世代光通信部品の開発、量産体制構築に努めてまいります。

② 成長基盤構築

(イ) 半導体製造装置向け電子材料事業へのリソース集中投入による規模拡大・収益力強化

建設中の新製造棟をはじめとした半導体製造装置向け電子材料の生産能力の増強、次世代半導体製造装置向け電子材料の開発に取り組みました。引き続き、半導体製造装置向け電子材料の量産に向けた準備および次世代半導体製造装置向け電子材料の開発を進め、規模拡大・収益力強化に取り組んでまいります。

(ロ) 海外事業拡大（豪州事業）

豪州ターミナル事業の収益安定化を進めるなど豪州事業の拡大に努めました。引き続き、豪州事業の拡大に取り組んでまいります。

(ハ) 脱炭素分野の新規事業開発

人工石灰石を使用した製品の開発等に取り組みました。引き続き、新規事業の開発に取り組んでまいります。

これらに加え、鉱産品事業は、秋芳鉱山船積バースの延伸、鉱量確保のための新規鉱画開発を進め、継続して事業の持続的な成長に取り組んでまいります。建材事業は、都市部における建築物の土木工事の受注拡大に努め、引き続き、建設ICTによりさらなる省力化と生産性向上に取り組んでまいります。

③ 経営基盤強化

(イ) 人財戦略

人財基本方針を策定し、多様な人財の採用による人財確保や人財育成のための研修強化に取り組みました。

(ロ) 研究開発戦略

高機能品事業分野、脱炭素分野の新規事業創出のための研究開発強化に努めました。

(ハ) 知財戦略

知財スキル人財育成および知財情報解析の経営戦略への活用（IPランドスケープ）の推進に努めました。

(ニ) DX戦略

AIを活用した業務ツールの試行、業務効率化に繋がるデジタル活用に取り組みました。

デジタル推進部の新設によるDX推進、サイバーセキュリティ対策の強化等、引き続き、経営基盤強化に取り組んでまいります。

これらの取り組みを通じて利益の最大化を実現し、株主還元方針に沿って、安定配当を含めた持続的な株主還元を図るとともに、政策保有株式の売却を含む資産圧縮等による資本最適化を通じて、2025年度の数値目標として、ROE（自己資本当期純利益率）8%以上およびROIC（投下資本利益率）5%以上を目指してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	2021年度 (第159期)	2022年度 (第160期)	2023年度 (第161期)	2024年度 (当期)
売上高 (億円)	1,842	2,047	2,225	2,194
経常利益または経常損失(△) (億円)	98	△ 78	84	93
親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失(△) (億円)	96	△ 57	153	90
1株当たり当期純利益または当期純損失(△) (円)	262.77	△ 166.79	447.85	270.37
総資産 (億円)	3,311	3,565	3,562	3,530
純資産 (億円)	2,031	1,845	1,967	1,936

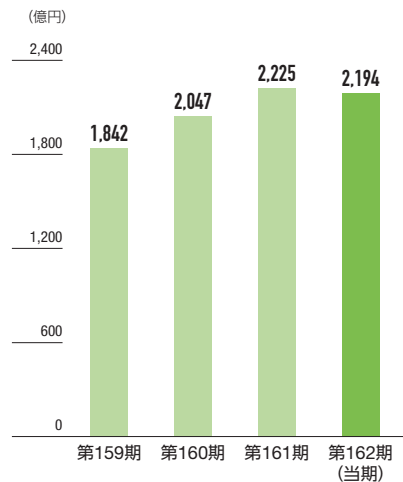
- (注) 1. 2021年度（第159期）は、セメント事業等で減収となったことから、売上高は、減収となり、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は、減益となりました。
2. 2022年度（第160期）は、セメント事業、新材料事業等で増収となったことから、売上高は、増収となりましたが、損益は、セメント事業等で減益となったことから悪化し、経常損失および親会社株主に帰属する当期純損失となりました。
3. 2023年度（第161期）は、セメント事業等で増収となったことなどから、売上高は、増収となり、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は、好転となりました。
4. 2024年度（当期）は、前記（1）事業の経過およびその成果に記載いたしましたとおり、セメント事業および新材料事業で減収となったことから、売上高は、減収となりましたが、セメント事業等で増益となったことから、経常利益は、増益となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、当期の投資有価証券売却益が減少したことから、減益となりました。

② 当社の財産および損益の状況の推移

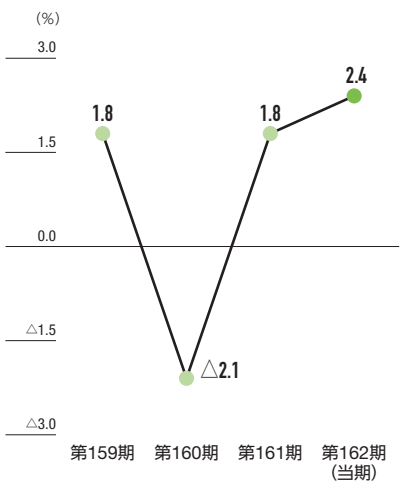
区 分		2021年度 (第159期)	2022年度 (第160期)	2023年度 (第161期)	2024年度 (当期)
売上高	(億円)	1,462	1,666	1,814	1,767
経常利益または経常損失(△)	(億円)	50	△ 125	36	42
当期純利益または当期純損失(△)	(億円)	71	△ 95	129	67
1株当たり当期純利益または当期純損失(△)	(円)	194.09	△ 278.13	378.56	204.08
総資産	(億円)	2,823	3,038	2,986	2,994
純資産	(億円)	1,609	1,387	1,471	1,416

財務ハイライト (連結)

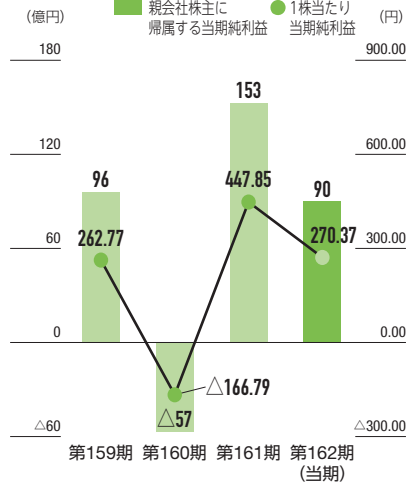
売上高



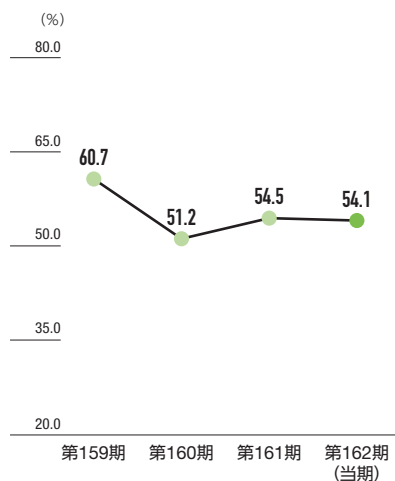
ROIC (投下資本利益率)



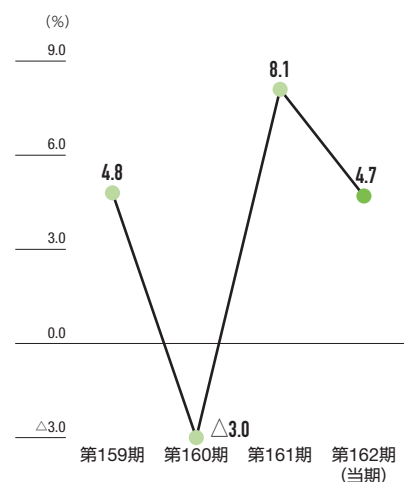
親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益



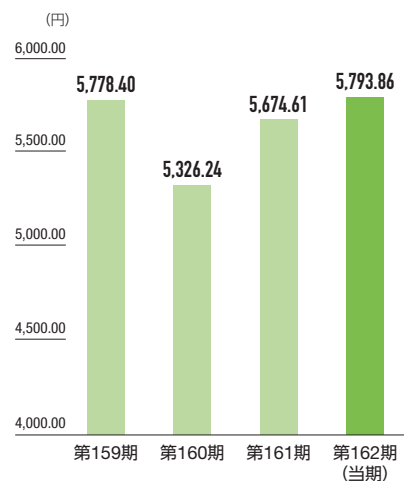
自己資本比率



ROE (自己資本当期純利益率)



1株当たり純資産額



(6) 重要な親会社および子会社の状況（2025年3月31日現在）

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
和歌山高炉セメント株式会社	450	66.7	高炉セメントの製造・販売
千代田エンジニアリング株式会社	304	91.7	電気設備工事および電気炉等の設置工事
エスオーシー物流株式会社	300	100.0	内航海運業
株式会社エステック	300	100.0	地盤改良工事およびコンクリート構造物補修工事
秋芳鉱業株式会社	250	100.0	石灰石の採掘・販売
八戸セメント株式会社	100	80.0	各種セメントの製造・販売
住友セメントシステム開発株式会社	100	70.0	ソフトウェアの開発・販売、システムの開発・運用
北浦エスオーシー株式会社	90	100.0	生コンクリート・セメント・その他建材製品の販売
東京エスオーシー株式会社	60	100.0	生コンクリートの製造・販売
泉工業株式会社	40	100.0	建材製品の製造・販売、建設発生土・廃棄物の中間処理および木質チップ等の製造・販売
スミセ建材株式会社	40	100.0	生コンクリート・セメント・その他建材製品の販売
滋賀鉱産株式会社	40	100.0	石灰石の採掘・販売

(注) 当社の出資比率については、間接保有分を含めて記載しております。

(7) 主要な営業所および工場（2025年3月31日現在）

① 当社

(イ) 本社 東京都港区

(ロ) 支店

名 称				所 在 地				名 称				所 在 地			
札	幌	支	店	北	海	道	札	大	阪	支	店	大	阪	府	大
東	北	支	店	宮	城	県	仙	四	国	支	店	大	香	川	県
東	京	支	店	東	京	都	港	広	島	支	店	大	香	川	県
北	陸	支	店	石	川	県	金	福	岡	支	店	大	香	川	県
名	古	屋	支	愛	知	県	名	福	岡	支	店	大	香	川	県
店				古	屋	市	市					大	香	川	県

(ハ) セメント工場

名 称				所 在 地				名 称				所 在 地			
栃	木	工	場	栃	木	県	佐	赤	穂	工	場	兵	庫	県	赤
岐	阜	工	場	岐	阜	県	本	高	知	工	場	高	知	県	須
				栄	市		市					須	崎	市	

(ニ) 石灰石事業所

名 称				所 在 地				名 称				所 在 地			
山	口	事	業	山	口	県	長	小	倉	事	業	福	岡	県	北
所				門	市		市	所				九	州	市	

(ホ) 研究所

名 称				所 在 地				名 称				所 在 地			
新	規	技	術	千	葉	県	船	セ	メ	ン	ト	千	葉	県	船
研	究	所		橋	市		市	研	究	所		橋	市		

② 子会社

名 称	所 在 地
和歌山高炉セメント株式会社	和歌山県和歌山市
千代田エンジニアリング株式会社	東京都港区
エスオーシー物流株式会社	東京都千代田区
株式会社エステック	大阪府大阪市
秋芳鉱業株式会社	山口県美祢市
八戸セメント株式会社	青森県八戸市
住友セメントシステム開発株式会社	東京都港区
北浦エスオーシー株式会社	大阪府大阪市
東京エスオーシー株式会社	東京都港区
泉工業株式会社	栃木県佐野市
スミセ建材株式会社	東京都千代田区
滋賀鉱産株式会社	滋賀県米原市

(8) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	対前期末増減
セ メ ン ト 事 業	1,780名	+14名
鉱 産 品 事 業	250名	+24名
建 材 事 業	329名	0名
光 電 子 事 業	96名	+1名
新 材 料 事 業	238名	+19名
そ の 他 事 業	126名	+2名
全 社 (共 通)	133名	+6名
合 計	2,952名	+66名

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	対前期末増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,312名	+58名	43.0歳	18.4年

(注) 従業員数は、就業人員数であり、他社への出向者181名を含んでおりません。

(9) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

借 入 先	借入額 (億円)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	81
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	55
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	55
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	40

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 130,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 33,237,017株(うち自己株式173,955株) |
| (3) 株主数 | 20,854名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,945	15.0
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	3,109	9.4
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	3,077	9.3
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	1,612	4.9
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	1,360	4.1
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	860	2.6
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	852	2.6
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	775	2.3
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	515	1.6
野 村 絢	501	1.5

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数（173,955株）を除いた数に基づき、算出しております。
 なお、自己株式数には、役員向け株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式36,100株および従業員向け株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式44,200株は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社において導入している、職務執行の対価として会社役員に株式を交付する株式報酬制度の内容は、以下のとおりであります。

当社は、2020年6月26日開催の当社第157回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、新たに株式報酬制度（信託制度を利用した株式報酬（株式交付信託））を導入いたしました。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が対象取締役に役位等に応じて付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて対象取締役に對して交付される、という株式報酬制度であります。本制度の対象期間（2020年6月26日開催の当社第157回定時株主総会終結の時から2023年6月の当社定時株主総会終結の時までの約3年間）中に、本制度に基づき当社株式を取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、当社が本信託に拠出する金銭は、合計金150百万円を上限としております。当社が対象取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度あたり10,000ポイントを上限（1ポイントは当社株式1株とします。）とし、対象取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時としております。

また、本制度は、対象期間満了の都度、当社取締役会の決定により、対象期間を3年以内の期間を定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金50百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出することとしております。なお、当社は、本制度の対象期間を2026年6月まで延長することについて、2023年5月30日開催の取締役会において決議しております。

<対象取締役に交付した当社株式の区分別合計>

区 分	株式数（株）	交付対象者数（人）
取締役（社外取締役を除く。）	2,500	2

（注）当社は、2020年5月22日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役を兼務しない執行役員（以下「執行役員」といいます。）に対しても、対象取締役に対するものと同様の株式報酬制度（信託制度を利用した株式報酬（株式交付信託））を導入しており、執行役員も対象取締役と同様に、本信託の受益者となります。また、当社は、執行役員に対して交付するための株式取得資金につきましても併せて信託しております。なお、当社株式の交付を受ける時期は、原則として執行役員の退任時としております。

（6）その他株式に関する重要な事項

① 2024年5月14日開催の取締役会決議により取得した自己株式

（イ）取得理由	資本効率の向上を通じた株主の皆様への利益還元を図るため
（ロ）取得した株式の種類	当社普通株式
（ハ）取得した株式の総数	1,279,000株
（ニ）取得価額の総額	4,999,842,569円
（ホ）取得期間	2024年5月15日から2024年8月21日
（ヘ）取得方法	東京証券取引所における市場買付

② 2024年11月12日開催の取締役会決議により処分した自己株式

2024年9月27日開催の取締役会において、従業員向け株式報酬制度を導入することを決議しており、2024年11月12日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当による自己株式の処分を行っております。

（イ）処分した株式の種類	当社普通株式
（ロ）処分した株式の数	44,200株
（ハ）処分価額の総額	156,468,000円
（ニ）処分先	三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））
（ホ）処分した日	2024年11月28日

③ 2024年11月12日開催の取締役会決議により処分した自己株式

2024年11月12日開催の取締役会の決議に基づき、社員持株会を通じた株式付与のための第三者割当による自己株式の処分を行っております。

(イ) 処分した株式の種類	当社普通株式
(ロ) 処分した株式の数	15,470株
(ハ) 処分価額の総額	54,763,800円
(二) 処分先	住友大阪セメント社員持株会
(ホ) 処分した日	2025年2月28日

④ 2024年12月20日開催の取締役会決議により消却した自己株式

(イ) 消却した株式の種類	当社普通株式
(ロ) 消却した株式の数	1,092,500株
(ハ) 消却した日	2024年12月27日

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	関 根 福 一	ハウス食品グループ本社株式会社社外取締役 (監査等委員)
※取 締 役 社 長	諸 橋 央 典	
※取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	土 井 良 治	サステナビリティ推進室、 セメント・コンクリート研究所 各担当
取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	関 本 正 毅	法務部、企画部、管理部、資材部 各担当
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	小 野 昭 彦	光電子事業部、新材料事業部、新規技術研究所、 船橋事務所 各担当
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	福 嶋 達 雄	不動産部、セメント営業管理部、物流部、 建材事業部 各担当
取 締 役	牧 野 光 子	
取 締 役	稲 川 龍 也	
取 締 役	森 戸 義 美	
監 査 役 (常 勤)	起 塚 岳 哉	
監 査 役 (常 勤)	山 崎 正 裕	
監 査 役	保 坂 庄 司	
監 査 役	三 井 拓	
監 査 役	池 田 敬 二	

- (注) 1. ※印表示は、代表取締役を示します。
2. 取締役のうち牧野光子、稲川龍也および森戸義美の3氏は、社外取締役であります。
3. 監査役のうち保坂庄司、三井拓および池田敬二の3氏は、社外監査役であります。
4. 取締役稲川龍也および監査役三井拓の両氏は、弁護士であります。
5. 監査役起塚岳哉氏は、当社の経理・財務部門における業務経験を有しており、監査役保坂庄司氏は、公認内部監査人の資格を有しており、監査役池田敬二氏は、公認会計士の資格を有しており、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役牧野光子氏、取締役稲川龍也氏、取締役森戸義美氏、監査役保坂庄司氏、監査役三井拓氏および監査役池田敬二氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 取締役稲川龍也氏は、2024年6月27日付をもって富士フィルムホールディングス株式会社の社外監査役を退任いたしました。

8. 当事業年度末日後に生じた取締役の地位、担当および重要な兼職の状況の異動は、以下のとおりであります。

氏 名	地位、担当および重要な兼職の状況		異動年月日
	異 動 後	異 動 前	
土 井 良 治	代表取締役 取締役専務執行役員 サステナビリティ推進部、 セメント・コンクリート研究所 各担当	代表取締役 取締役専務執行役員 サステナビリティ推進室、 セメント・コンクリート研究所 各担当	2025年4月1日
関 本 正 毅	取締役専務執行役員 法務部、企画部、管理部、 デジタル推進部 各担当	取締役専務執行役員 法務部、企画部、管理部、 資材部 各担当	2025年4月1日
小 野 昭 彦	取締役常務執行役員 光電子事業部、新材料事業部、 新規技術研究所、 高機能品事務所 各担当	取締役常務執行役員 光電子事業部、新材料事業部、 新規技術研究所、 船橋事務所 各担当	2025年4月1日

[事業年度中に退任した取締役および監査役]

氏 名	退任時の地位	退 任 日
大 西 利 彦	取 締 役	2024年6月26日（任期満了）
小 西 幹 郎	取 締 役	2024年6月26日（任期満了）
伊 藤 要	監 査 役（常 勤）	2024年6月26日（任期満了）
鈴 木 和 男	監 査 役	2024年6月26日（任期満了）

[取締役を兼務しない執行役員の氏名等]

(2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	小 堺 規 行	サステナビリティ推進室、セメント・コンクリート研究所 各担当、サステナビリティ推進室長
常 務 執 行 役 員	細 田 啓 介	生産技術部、設備部、環境事業部 各担当
常 務 執 行 役 員	橋 本 康太郎	総務部、人事部、鉱産品事業部 各担当、人事部長
執 行 役 員	柳 町 ともみ	内部監査室長
執 行 役 員	眞 鍋 良 彦	国際部担当、国際部長
執 行 役 員	久 光 崇 之	東京支店長
執 行 役 員	山 中 克 浩	大阪支店長
執 行 役 員	中別府 哲 也	知的財産部担当、知的財産部長
執 行 役 員	横 堀 哲 生	生産技術部担当、生産技術部長

(注) 2025年4月1日以降の取締役を兼務しない執行役員の氏名等は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	小 堺 規 行	サステナビリティ推進部、セメント・コンクリート研究所 各担当
常 務 執 行 役 員	細 田 啓 介	生産技術部、設備部、環境事業部 各担当
常 務 執 行 役 員	橋 本 康太郎	総務部、人事部、鉱産品事業部 各担当
常 務 執 行 役 員	眞 鍋 良 彦	国際部、資材部 各担当、国際部長
執 行 役 員	柳 町 ともみ	内部監査部長
執 行 役 員	久 光 崇 之	東京支店長
執 行 役 員	山 中 克 浩	大阪支店長
執 行 役 員	中別府 哲 也	知的財産部担当、知的財産部長
執 行 役 員	横 堀 哲 生	生産技術部担当、生産技術部長
執 行 役 員	今 井 知 足	サステナビリティ推進部担当、サステナビリティ推進部長
執 行 役 員	永 江 謙 一	管理部担当、管理部長
執 行 役 員	三 谷 賢 司	環境事業部担当、環境事業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

このように免責事由および免責額の定めを設けることにより、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じています。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(イ) 当該方針の決定の方法

中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献し、かつ、当社の株式価値との連動性を確保した報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、取締役会の任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」にその検討を諮問し、その答申を踏まえ、取締役会において決定方針を決議いたしました。

(ロ) 当該方針の内容の概要

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）と株式報酬により構成するものとし、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

- 2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責ならびに業績や今後の持続的成長への貢献度等を勘案して決定するものとする。

- 3) 非金銭報酬等の内容および額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬は、信託制度を利用した株式報酬（株式交付信託）とする。

本株式報酬は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が対象取締役に役位に応じて付与するポイントの数に相当する数の当社株式が当該信託を通じて対象取締役にに対して交付されるもので、対象取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時である。

- 4) 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬の構成比率は、役位ごとに定める基準額を基準とし、基本報酬（金銭報酬）90%、株式報酬10%を目安とし、社外取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）のみとする。

- 5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬（金銭報酬）の額の決定とする。

取締役会は、取締役の報酬水準の妥当性および業績評価の客観性・透明性を確保する観点から、任意の委員会である「指名・報酬委員会」（社内取締役1名、社外取締役3名、社外有識者1名で構成）を設置し、当該委員会は、業績や今後の持続的成長への貢献度等を勘案し、取締役の報酬案について審議し、答申を行う。上記の委任を受けた取締役社長は、「指名・報酬委員会」の答申に基づく取締役会の決議に従い、取締役の報酬を決定するものとする。

- (ハ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、「指名・報酬委員会」が業績や今後の持続的成長への貢献度等を勘案し、取締役の報酬案について審議し、答申を行い、取締役社長は、「指名・報酬委員会」の答申に基づく取締役会の決議に従い、取締役の個人別の報酬額を決定しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

(ご参考)

当社は、2025年2月28日開催の取締役会において、2025年4月以降の取締役の報酬について、当社取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定することを決議いたしました。

当該決議にあたっては、「指名・報酬委員会」へ諮問し、答申を受けております。変更点は次のとおりです。

改定後の当社取締役（社外取締役を除きます。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）と、業績連動報酬としての短期インセンティブ（金銭報酬）および長期インセンティブ（株式報酬）により構成するものとし、報酬の構成比率は、基本報酬（金銭報酬）70%、短期インセンティブ（金銭報酬）20%、長期インセンティブ（株式報酬）10%を目安とします。

基本報酬（金銭報酬）については、現行と同様、役位、職責ならびに業績や今後の持続的成長への貢献度等を勘案して決定する月例の固定報酬とし、短期インセンティブ（金銭報酬）については、役位に応じて設定される基準額に、各事業年度の連結営業利益に比例して設定される指標係数を乗じて決定する月例報酬とします。

また、長期インセンティブ（株式報酬）については、現行の信託制度を利用した株式報酬（株式交付信託）の呼称を変更するものであり、内容については変更ありません。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の当社第131回定時株主総会において、月額40百万円以内（使用人兼務取締役の使用人としての給与は含みません。）として株主の皆様のご承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、22名であります。また、前記2. 会社の株式に関する事項に記載いたしましたとおり、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の当社第157回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象に、株式報酬制度（信託制度を利用した株式報酬（株式交付信託））の導入について株主の皆様のご承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除きます。）の員数は、6名であります。

当社の監査役の金銭報酬の額は、1992年6月26日開催の当社第129回定時株主総会において、月額6百万円以内として株主の皆様のご承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき取締役社長諸橋典典がその具体的内容について委任を受けることとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬（金銭報酬）の額の決定としております。

取締役社長に権限を委任した理由は、業績や今後の持続的成長への貢献度等を勘案したうえで審議した「指名・報酬委員会」の答申に基づいた取締役会の決議に従い、取締役社長が取締役の個人別の報酬額を決定することが最も適していると判断したためであります。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	302 (32)	285 (32)	—	16 (一)	11 (3)
監査役 (うち社外監査役)	60 (25)	60 (25)	—	—	7 (4)

(注) 上記の非金銭報酬等の額は、信託制度を利用した株式報酬制度（株式交付信託）の当事業年度の引当金計上額を記載することとしております。なお、当該株式報酬制度の内容およびその交付状況は、前記2. 会社の株式に関する事項に記載したとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 牧野 光子

(イ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、経営者への取材や企業における安全教育・コミュニケーション研修等を行ってきた幅広い経験と、建設・土木関連の安全教育に携わってきたことによる優れた見識に基づき、取締役会における意思決定の適正性を確保するために必要な発言を適宜行っております。また、当社の取締役および執行役員の報酬および人事について客観性・透明性を確保するために設置した任意の委員会である「指名・報酬委員会」3回の全てに出席することなどにより、独立した客観的立場から当社の取締役および執行役員の人事案および会長・社長等の後継者計画・選解任ならびに報酬の決定に関する方針および報酬案について審議するなど、経営陣の監督に務めております。

② 取締役 稲川 龍也

(イ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、広島高等検察庁等の検事長を歴任されたことや他の会社の社外監査役を務められたことによる優れた見識と幅広い経験を生かし、取締役会における意思決定の適正性を確保するために必要な発言を適宜行っております。また、当社の取締役および執行役員の報酬および人事について客観性・透明性を確保するために設置した任意の委員会である「指名・報酬委員会」3回の全てに出席することなどにより、独立した客観的立場から当社の取締役および執行役員の人事案および会長・社長等の後継者計画・選解任ならびに報酬の決定に関する方針および報酬案について審議するなど、経営陣の監督に務めております。

③ 取締役 森戸 義美

(イ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、株式会社関電工の取締役社長等を務められたことによる経営者としての優れた見識と幅広い経験を生かし、取締役会における意思決定の適正性を確保するために必要な発言を適宜行っております。また、当社の取締役および執行役員の報酬および人事について客観性・透明性を確保するために設置した任意の委員会である「指名・報酬委員会」3回の全てに出席することなどにより、独立した客観的立場から当社の取締役および執行役員の人事案および会長・社長等の後継者計画・選解任ならびに報酬の決定に関する方針および報酬案について審議するなど、経営陣の監督に務めております。

④ 監査役 保坂 庄司

(イ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席、監査役会13回の全てに出席し、必要に応じて発言を適宜行っております。

⑤ 監査役 三井 拓

(イ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席、監査役会13回の全てに出席し、必要に応じて発言を適宜行っております。

⑥ 監査役 池田 敬二

(イ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

2024年6月26日の監査役就任後、当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席、監査役会10回の全てに出席し、必要に応じて発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬 | 73百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 74百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人および関係部署からの報告の聴取および必要な資料の入手を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の会計監査遂行状況の評価を行い、報酬額の見積りの相当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「社債発行に伴うコンフォートレター作成業務」を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による解任のほか、会計監査人が適切な監査を遂行することが困難であると認められる場合等その必要があると判断するときは、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」整備の基本方針について、以下のとおり取締役会において決議しております。また、その有効性を適宜検証し、内部統制システムの向上および改善に努めてまいります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 当社グループの全ての役職員（執行役員制度に基づく執行役員を含む。また、嘱託、派遣社員を含む。）に対し、コンプライアンスの意識高揚、浸透、定着を図るため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、その役割と責任を明確にするため、コンプライアンス委員会規程を制定する。
- (ロ) コンプライアンス委員会は、毎年度ごとにコンプライアンスに関する活動の計画を策定し、その進捗を管理する。
- (ハ) コンプライアンスの状況に関する監査は、内部監査室が行い、その監査結果をコンプライアンス委員会に報告する。コンプライアンス委員会は、監査結果について、必要に応じ適切な措置を講じるとともに、監査結果等を取締役会および監査役に報告する。
- (ニ) 当社グループの企業活動にかかわるコンプライアンスに関して、当社グループの全ての役職員（通報の日から1年以内に退職または契約終了したものを含む。）から通報を受け、その是正のための措置を行うことを目的とした通報制度（コンプライアンスホットライン制度）を設ける。なお、通報窓口は、社内においては内部監査室長、社外においては弁護士をこれにあてる。また、通報者の希望により匿名性を確保するとともに、通報者に対し不利益な扱いを行わない。
- (ホ) 当社グループの業務活動および諸制度に関し、内部監査を行うことを目的として内部監査室を設置する。
- (ヘ) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を行い、一切の関係を遮断するための体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (イ) 法令および文書規程、情報管理基本規程、情報セキュリティ基本規程等の社内規程に基づき文書等の保存および管理を行う。
- (ロ) 当社の意思決定に係る書類である伺書については、検索が容易なデータベースに登録することにより管理するとともに、当該データベースについては、監査役の閲覧に供するものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 当社グループのリスクの把握、評価および対応を図るため、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、その役割と責任を明確にするため、リスク管理委員会規程を制定する。
- (ロ) リスク管理委員会は、毎年度ごとにリスク管理に関する活動の計画を策定し、その進捗を管理する。
- (ハ) リスク管理の状況に関する監査は、内部監査室が行い、その監査結果をリスク管理委員会に報告する。リスク管理委員会は、監査結果について、必要に応じ適切な措置を講じるとともに、監査結果等を取締役会および監査役に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 当社を取り巻く環境の変化に適切かつ効率的に対応するため、中期経営計画を策定し、達成すべき目標とそれを実現するためのアクションプランを明確にし、これに取り組む。
- (ロ) 経営における意思決定・監督機能と執行機能の分離による各々の機能の強化や意思決定の迅速化と権限・責任の明確化により経営の効率化を図るため、執行役員制度を導入する。
- (ハ) 取締役会規程、職務権限規程等の社内規程により職務権限・意思決定のルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行を図る。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係わる事項の会社への報告に関する体制
当社グループ会社における協力の推進と子会社の自主責任を前提とした経営を基本理念に、当社グループ全体の業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため関係会社管理規程を制定し、子会社から報告すべき事項を明確にするとともに、子会社を管理する担当部署を設置する。
- (ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理については、リスク管理委員会の活動対象を当社グループ全体とし、内部監査室によるリスク管理の状況に関する内部監査の対象も当社グループ全体とする。
- (ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社を取り巻く環境の変化に適切かつ効率的に対応するため、年間予算を策定し、その達成に取り組む。取締役会規程、職務権限規程等の社内規程により職務権限・意思決定ルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行を図る。
- (ニ) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンスについては、コンプライアンス委員会の活動対象を当社グループ全体とし、内部監査室によるコンプライアンスの状況に関する内部監査の対象も当社グループ全体とする。また、コンプライアンスホットライン制度については、その通報窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知することにより、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性を確保する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
 - (イ) 監査役を補助すべき使用人として、監査役業務補助員を設置する。監査役業務補助員は監査役の指示を受けて業務を遂行する。
 - (ロ) 監査役業務補助員の人事異動および人事考課に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (イ) 会議体の議事結果やコンプライアンスおよびリスク管理に関する監査の結果等の定例的な事項については、監査役に対し定期的に報告するとともに、会社に著しい損害を与える事態が発生し、もしくはそのおそれのあることを知ったとき、職務執行に関する不正な行為もしくは法令定款に違反する重大な事実があったときまたは当局から行政処分を受けたときは、速やかにその事実を監査役に報告する。
 - (ロ) 内部監査室は、内部監査の結果を監査役に報告する。
- ⑧ 子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者の監査役への報告に関する体制
 - (イ) 子会社に著しい損害を与える事態が発生し、もしくはそのおそれがあることを知ったとき、職務執行に関する不正な行為もしくは法令定款に違反する重大な事実があったときまたは当局から行政処分を受けたときは、速やかにその事実を監査役に報告する。
- ⑨ 監査役への報告をした者がそれを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (イ) 報告者の匿名性を確保するとともに、報告者に対し人事上の処遇等において不利な取扱いを行わない。
- ⑩ 監査役の費用の前払い・償還の手続きその他職務執行について生ずる費用・債務処理の方針に関する事項
 - (イ) 監査方針・計画等に基づく監査役の職務の円滑な執行に必要と認められる費用（前払い・償還を含む）は、当社の負担とする。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 原則として2ヶ月に1回、社長と監査役との懇談会を開催し、社長は、監査役に業務執行の状況を報告するとともに、会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図る。
 - (ロ) 当社の意思決定に係る書類である伺書のデータベースを監査役の閲覧に供するとともに、取締役会のほかにも業務執行の状況を把握するために必要な会議への監査役の出席を認めるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取り組みの状況

コンプライアンス委員会は、当社グループ全体のコンプライアンスの意識高揚、浸透、定着を図るための各種階層別の研修、セミナー等をはじめとする年間の活動実績および活動計画を審議するとともに、コンプライアンスに関わる必要な措置を講じ、その結果については取締役会に報告しています。また、内部監査室は、当社グループ全体の業務活動等に関する内部監査に加え、コンプライアンスの状況に関する監査を実施し、その結果を社長およびコンプライアンス委員会に報告しています。さらに、コンプライアンスホットライン制度を設けており、その対象を当社グループ全体とし、その制度趣旨を周知するとともに、通報された事案については、速やかに事実関係を確認し、その是正等、適切な措置を講じています。

② リスク管理に関する取り組みの状況

リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスクの把握、評価および対応を図るための年間の活動実績および活動計画を審議するとともに、リスク管理に関わる必要な措置を講じ、その結果については取締役会に報告しています。また、内部監査室は、当社グループ全体のリスク管理の状況に関する監査を実施し、その結果を社長およびリスク管理委員会に報告しています。

③ その他の職務執行が適正かつ効率的に行われることを確保するための取り組みの状況

中期経営計画の策定にあたっては、経営会議にて、十分な審議を経た後、取締役会にて決議し、達成すべき目標とそれを実現するためのアクションプランを明確にし、その概要については、公表したうえで、これに取り組んでいます。また、経営における意思決定・監督機能と執行機能の分離による各々の機能の強化や意思決定の迅速化と権限・責任の明確化のため、執行役員制度を導入し、そのもとで執行役員会議を設置し、取締役会における審議の結果の伝達、各執行役員の業務執行状況の報告を行っています。さらに、取締役会規程、職務権限規程等の社内規程により、取締役会への付議基準や当事部門における一定職位の決裁権および協議先となる関係部門の審議権を定め、職務権限・意思決定のルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行を図っています。

④ 監査役の職務が実効的に行われることを確保するための取り組みの状況

監査役は、取締役等からの業務執行状況、内部監査室からの内部監査の結果、コンプライアンスおよびリスク管理の状況に関する監査結果等についての報告を受けるとともに、重要な会議への出席等により、職務の執行に必要な情報を入手しています。また、監査方針・計画等に基づく監査役の職務の執行に必要な費用については、予め必要な額を見積り、かかった費用については、当社が負担しています。

(注) 本事業報告に記載しております数値は、金額および株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

単位：百万円

科目	当期 2025年3月31日現在	前期 (ご参考) 2024年3月31日現在
資産の部		
流動資産	104,143	109,155
現金及び預金	16,554	18,724
受取手形、売掛金及び契約資産	40,992	43,334
電子記録債権	7,912	8,829
商品及び製品	11,241	11,721
仕掛品	70	94
原材料及び貯蔵品	23,482	23,771
短期貸付金	377	380
その他の流動資産	3,553	2,334
貸倒引当金	△ 39	△ 38
固定資産	248,886	247,128
有形固定資産	191,789	184,499
建物及び構築物	51,731	49,712
機械装置及び運搬具	66,087	64,068
土地	39,067	39,084
建設仮勘定	16,280	12,962
その他の有形固定資産	18,623	18,669
無形固定資産	3,467	3,643
のれん	31	63
その他の無形固定資産	3,435	3,580
投資その他の資産	53,629	58,985
投資有価証券	39,372	44,850
長期貸付金	4,305	4,531
繰延税金資産	1,014	994
退職給付に係る資産	4,171	3,803
その他の投資	4,831	4,927
貸倒引当金	△ 66	△ 121
資産合計	353,029	356,283

科目	当期 2025年3月31日現在	前期 (ご参考) 2024年3月31日現在
負債の部		
流動負債	83,742	89,342
支払手形及び買掛金	28,266	30,801
電子記録債務	2,356	2,828
短期借入金	18,822	25,273
コマーシャル・ペーパー	5,000	—
1年内返済予定の長期借入金	8,648	8,228
未払法人税等	1,685	3,032
賞与引当金	2,688	2,538
その他の流動負債	16,275	16,639
固定負債	75,626	70,166
社債	25,000	20,000
長期借入金	25,863	26,027
繰延税金負債	9,558	9,570
役員退職慰労引当金	125	122
株式給付引当金	127	65
PCB廃棄物処理費用引当金	1	2
退職給付に係る負債	1,013	922
資産除去債務	263	258
その他の固定負債	13,672	13,196
負債合計	159,369	159,508
純資産の部		
株主資本	170,865	170,847
資本金	41,654	41,654
資本剰余金	10,466	10,488
利益剰余金	119,737	119,016
自己株式	△ 992	△ 311
その他の包括利益累計額	20,231	23,498
その他有価証券評価差額金	18,394	21,702
為替換算調整勘定	451	345
退職給付に係る調整累計額	1,385	1,450
非支配株主持分	2,562	2,430
純資産合計	193,660	196,775
負債・純資産合計	353,029	356,283

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

単位：百万円

科目	当期	前期 (ご参考)
	2024年4月1日から 2025年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売上高	219,465	222,502
売上原価	169,388	176,364
売上総利益	50,077	46,137
販売費及び一般管理費	40,725	38,886
営業利益	9,351	7,251
営業外収益	2,273	2,919
受取利息及び配当金	1,438	1,517
為替差益	—	425
持分法による投資利益	—	67
受取賃貸料	188	127
その他の営業外収益	645	779
営業外費用	2,258	1,693
支払利息	1,029	893
為替差損	516	—
持分法による投資損失	0	—
その他の営業外費用	711	800
経常利益	9,367	8,476
特別利益	4,436	11,393
固定資産売却益	75	27
投資有価証券売却益	4,361	11,366
特別損失	1,030	1,236
固定資産除却損	1,013	1,229
固定資産売却損	2	7
減損損失	14	—
税金等調整前当期純利益	12,773	18,633
法人税、住民税及び事業税	2,542	3,656
法人税等調整額	1,022	△ 540
当期純利益	9,208	15,517
非支配株主に帰属する当期純利益	200	178
親会社株主に帰属する当期純利益	9,008	15,339

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨(ご参考)

単位：百万円

科目	当期
	2024年4月1日から 2025年3月31日まで
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,885
投資活動によるキャッシュ・フロー	△21,816
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,341
現金及び現金同等物に係る換算差額	121
現金及び現金同等物の期首残高	18,662
現金及び現金同等物の期末残高	16,511

単位：百万円

科目	当期 2025年3月31日現在	前期 (ご参考) 2024年3月31日現在
資産の部		
流動資産	74,988	77,934
現金及び預金	12,886	15,376
受取手形	1,209	1,808
売掛金	24,764	25,333
電子記録債権	2,621	2,271
商品及び製品	9,488	9,691
原材料及び貯蔵品	18,744	19,092
前払費用	295	259
短期貸付金	3,865	3,947
その他の流動資産	2,438	1,264
貸倒引当金	△ 1,326	△ 1,111
固定資産	224,452	220,697
有形固定資産	158,585	151,241
建物	19,309	20,094
構築物	24,319	21,809
機械及び装置	47,412	44,586
車両運搬具	7	10
工具、器具及び備品	743	820
原料地	15,880	15,877
土地	36,411	36,429
リース資産	1,546	1,601
建設仮勘定	12,953	10,012
無形固定資産	2,481	2,614
借地権	48	48
鉱業権	598	601
ソフトウェア	1,436	1,632
その他の無形固定資産	398	331
投資その他の資産	63,385	66,841
投資有価証券	32,747	38,619
関係会社株式	11,096	11,096
関係会社出資金	261	261
長期貸付金	15,591	13,518
長期前払費用	1,113	1,201
前払年金費用	1,523	1,059
その他の投資	1,235	1,305
貸倒引当金	△ 183	△ 219
資産合計	299,440	298,632

科目	当期 2025年3月31日現在	前期 (ご参考) 2024年3月31日現在
負債の部		
流動負債	89,711	89,502
買掛金	19,045	20,387
短期借入金	42,026	44,160
コマーシャル・ペーパー	5,000	—
1年内返済予定の長期借入金	7,073	6,626
未払金	13,573	14,043
未払費用	578	527
未払法人税等	634	1,802
預り金	106	234
賞与引当金	1,518	1,410
その他の流動負債	155	309
固定負債	68,084	61,992
社債	25,000	20,000
長期借入金	22,642	21,309
繰延税金負債	7,642	8,422
長期預り金	9,151	8,671
株式給付引当金	127	65
P C B 廃棄物処理費用引当金	1	2
資産除去債務	187	184
その他の固定負債	3,331	3,336
負債合計	157,796	151,494
純資産の部		
株主資本	123,326	125,515
資本金	41,654	41,654
資本剰余金	10,413	10,435
資本準備金	10,413	10,413
その他資本剰余金	—	21
利益剰余金	72,251	73,738
その他利益剰余金	72,251	73,738
探鉱準備金	10	47
固定資産圧縮積立金	1,869	1,918
別途積立金	25,097	25,097
繰越利益剰余金	45,273	46,675
自己株式	△ 992	△ 311
評価・換算差額等	18,318	21,621
その他有価証券評価差額金	18,318	21,621
純資産合計	141,644	147,137
負債・純資産合計	299,440	298,632

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

単位：百万円

科目	当期	前期 (ご参考)
	2024年4月1日から2025年3月31日まで	2023年4月1日から2024年3月31日まで
売上高	176,773	181,461
売上原価	142,343	150,400
売上総利益	34,429	31,060
販売費及び一般管理費	31,404	29,648
営業利益	3,025	1,411
営業外収益	3,457	3,478
受取利息及び配当金	3,048	2,814
為替差益	—	414
その他の営業外収益	409	249
営業外費用	2,242	1,230
支払利息	993	775
為替差損	517	—
その他の営業外費用	731	455
経常利益	4,240	3,659
特別利益	4,398	11,376
固定資産売却益	36	4
投資有価証券売却益	4,361	11,372
特別損失	1,015	1,106
固定資産除却損	999	1,099
固定資産売却損	1	6
減損損失	14	—
税引前当期純利益	7,623	13,929
法人税、住民税及び事業税	523	1,776
法人税等調整額	299	△ 812
当期純利益	6,799	12,966

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

住友大阪セメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 聡
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小宮山 高 路
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友大阪セメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友大阪セメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類

を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

住友大阪セメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 聡
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小宮山 高 路
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友大阪セメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第162期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第162期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて、子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

住友大阪セメント株式会社 監査役会

監査役(常勤) 起 塚 岳 哉 ㊟

監査役(常勤) 山 崎 正 裕 ㊟

社外監査役 保 坂 庄 司 ㊟

社外監査役 三 井 拓 ㊟

社外監査役 池 田 敬 二 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

日本生命浜松町クレアタワー 5階 浜松町コンベンションホール 大ホール
東京都港区浜松町二丁目3番1号



交通

■ 大江戸線 ■ 浅草線 大門駅 (B5出口) より直結
■ JR線 ■ 東京モノレール 浜松町駅 (北口) より徒歩2分

QRコードを読み取って
いただくことでGoogleMapが
起動します。



(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

 住友大阪セメント株式会社

〒105-8641 東京都港区東新橋一丁目9番2号
Tel. 03(6370)2700(代表)

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

 VEGETABLE
OIL INK

環境に配慮した植物油インキを
使用しています。